

建築物

16. 案内板

整備基準

案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。

※ 施設全体を配置図や平面図で表し、位置関係を案内したものを対象とし、階ごとの簡易な案内や文字のみの案内は対象としません。

イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。

※ 文字は、大きく太い文字書体(角ゴシック体)が望まれます。

サイン計画では、図色と地色の明度差、彩度差を大きくするとともに、色覚に特性がある人や白内障の人にも見やすい色の組み合わせに配慮してください。

【見分けにくい色の組み合わせの例と見分けやすくする改善方法の例】

- ・ 赤と黒 → オレンジ又はオレンジに近い赤に
- ・ 赤と緑 → 赤と青、赤と水色の組み合わせに
- ・ ピンクと水色 → 赤と青の組み合わせに
- ・ 黄色と明るい黄緑、オレンジと黄緑 → 黄緑の代わりに青みの強い緑に
- ・ 茶色と赤、茶色と緑 → 焦げ茶色と明るい緑など、明度差を大きく
- ・ 青と黒、白と黄も、見分けにくい組み合わせ
- ・ 色の変更ができない場合は、図と地の境目に、白又は黒で細い線を入れると見分けることができます。

※ 案内板の掲出高さは、車いす使用者、視覚障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けるように配慮してください。

ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。

ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(用途面積が2,000㎡以上の地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校並びに特別支援学校を除く)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。

※ 点字表記や文字等の浮き彫り、音声等により視覚障がい者が利用できるように配慮してください。音声等の案内装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」など、分かりやすい言葉を用いて、簡単、明瞭に施設等の方向を示してください。

ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。

ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

※ JIS Z 8210 で、案内用図記号が定められているものは、これを使用することが望まれます。

また、英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用します。固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや、～Riverなど、意味が伝わる英語を補足します。地域ごとの来訪者事情などにより、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましいです。